

令和2年12月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年12月18日（木）13時25分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員，2 都築和子委員，3 高畑強委員，4 藤田諭史委員，
5 松本健委員，6 立石泰夫会長，7 田中渉委員，8 内田猛委員，9 杉
原倫代委員，10 松岡一雄委員，11 大前純一委員，12 瀬川治会長職
務代理人，13 福崎元文委員，14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也，係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地判断について
報告第1号 農地法第18条第6項解約通知報告について
8. 議 事
局 長

それでは、ただいまより、令和2年12月の農業委員会総会（定例会）
を始めさせていただきます。

まず、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろし
くお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。令和2年最後の定例会を開催したところ、全員ご出
席いただきありがとうございます。令和2年は、3月頃から新型コロナウイルス
による感染者が出始め、年末になって猛威をふるい、年が明けても
すぐには収束しないだろうと思われま。また、香川県では年末になっ
ても鳥インフルエンザが発生し、大打撃を受けております。とはいいな
がらも、新しい年はやってきます。新年は良い年であることを願って
おります。

農業委員の皆さんには、本年7月に就任いただき、約半年間どうもあり

がとうございました。今、農業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、農業経営者の高齢化により、管理ができなくなる農地が増えております。先日、吉原町で約3反の農地の耕作者を探して欲しいという申し出に対し、地元の委員さんお願いしたところ、解決いたしました。どうもありがとうございました。今後、他の地区でも同様な案件が出てくると思いますので、委員の皆様が積極的に関与していただき、農地を出来るだけ荒らさないことを目標に活動してまいる所存であります。

それでは、議事に入りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、令和2年12月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人には、10番の松岡委員さんと、11番の大前委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページで、3案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

本件の譲渡人は、今年1月に夫より農地を相続したところですが、県外に在住のために農地を手放すことを考えておられました。譲受人は夫のいところであり、ブドウを2町程度栽培しており、申請地は管理が出来る距離であるため、取得することを考えられたものであります。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、売買による所有権移転を

行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が3町を超え、通作に要する時間が車で15分程度であることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地にはカキを作付けするとのことであります。

番号2ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成2年に農地を相続したところですが、市外に在住のため管理ができず、農地を手放すことを考えていました。申請地は譲受人の家に近く、周辺農地を譲受人が耕作しているため、取得することを考えられたものであります。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、売買による所有権移転を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が1町6反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

番号3ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

本件の譲渡人は、現在6反余りの農地を耕作されておりますが、申請地の畦は泥畦であるため水稻を作付するためには畦なみを設置しなければならず、形状も悪いため休耕田となっております。申請地に隣接する田を耕作している譲受人の横田様が、畦畔をコンクリートに改修するとともに、田の整形を申入れたところ、買取りの依頼をされたため、取得するため申請されたものであります。

本申請は【申請地読み上げ】の農地について、売買による所有権移転を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が5反を超えることとなります。譲受人には貸付地があるため、農地法第3条第2項第1号に該当し、許可することができませんが、貸付地は認定農業者が耕作し、貸付地の返還を受けて譲受人が耕作することとなった場合、認定農業者の効率的な利用、また、その奥の田が耕作できなくなるため、現状では返還を受けて耕作することができないため、農地法第3条第2項第1号の判断には勘案しないものと致しますので、

許可することに問題はないと考えます。

以上、3案件、登記地目は田が2筆、畑が2筆、面積は1,977 m²であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、2案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、転用内容は宅地拡張で無断転用の案件でございます。

申請人が本申請に至った理由ですが、この後ご審議いただく議案第3号番号8を申請するため、現況の測量を行ったところ、平成11年に住宅を建築した際、擁壁が隣接している申請地にはみ出していることが判明したため、是正するため申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として追認申請するものであります。

なお、本申請地は 12 月 2 日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第 2 種農地であります。

番号 2 ですが、【申請人読み上げ】、転用内容は宅地拡張で無断転用の案件でございます。

申請人が本申請に至った理由ですが、申請人が所有する住宅及びその敷地を売却するため調査したところ、本申請地の登記簿上の地目が農地であったことが判明したため、是正すべく申請するものです。本申請地には、平成 24 年に亡くなった父が、平成 5 年に農業用倉庫を建築し、周囲にブロック塀を設置して現在に至っております。

【申請地読み上げ】を隣接する宅地の併せ地として宅地拡張のため申請するものであります。

なお、本申請地は 12 月 2 日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第 2 種農地であります。

以上、2 案件、登記地目は田が 2 筆、転用面積は 275 m²、2 案件とも当時行わなければならない農地法上の手続きをせず無断で転用しておりますが、提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号 1 については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。先日、現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。13日に委員2名で現地調査を実施し、〇〇様の話を聞きました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページから5ページで、10案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

借人は現在丸亀市の借家で住まわれていますが、子供の成長に伴い手狭となっております。そのため、親の農地を借受け、住宅を新築するため転

用申請に及んだものであります。

本申請は、【申請人読み上げ】に分家住宅 1 棟 2 階建 102.53 m²、カーポート 1 棟 31.23 m²を建築するものであります。

なお、本申請地は 12 月 2 日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第 2 種農地であります。

次に、番号 2 ですが、【申請人読み上げ】、賃借権設定の案件でございます。

譲受人は、総合建設業を業務としている会社であります。現在、高松市の事業所で営業しておりますが、業務拡大のため、善通寺市に営業所としての事務所兼倉庫及び駐車場の整備が必要となったため、代表取締役の母が所有する農地を賃借し、転用申請するものであります。

本申請は、【申請地読み上げ】を事務所兼倉庫 54.08 m²及び駐車場 5 台分の用地とするものであります。

申請人は、平成 4 年に農地法の許可を受けずに造成を行い倉庫を建築しました。脇様は、農地法を熟知していなかったため、当時行わなければならない農地法上の手続きをせず無断で転用しておりますが、提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第 2 種農地に区分されています。

次に、番号 3 ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

譲受人は仏壇・仏具・神具の製造販売、石材及び石材製品の販売を営んでいる会社であります。現在、お墓を建てる際に使う竿石等の材料を敷地の一部に置いているが、手狭であるために隣接する申請地を購入して材料置場とすることを計画したものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として、材料置場とするものであります。

なお、本申請地は 12 月 2 日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第 2 種農地であります。

次に、番号4ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

譲受人は不動産業を営んでいる会社であります。同社は、住宅等を購入した際に残った農機具や家電等を処分していましたが、古物商の免許を取得したため、今後は中古販売が出来ることとなりました。そのため、商品置場が必要となったため、申請したものであります。

本申請は【申請地読み上げ】を廃家電置場、農機具置場用地とするものとするものであります。

なお、本申請地は準工業地域に指定されている第3種農地であります。

次に、番号5ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

譲受人はタオル・衣料等繊維製品の加工販売を営んでいる会社ですが、事業拡大に伴い手狭となっている状態です。また、資材等についても、建物の外に置いており、業務に支障をきたしております。そのため資材、商品の保管が出来る新たな作業場を計画したものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として、作業場1,115.37㎡の用地とするものとするものであります。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

次に、番号6ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

譲受人は不動産業を営んでいる会社ですが、業務拡大のため古物商許可を受けました。古物商を始めるに当たり、善通寺インターチェンジ付近で保管場所を探していたところ、地権者との話がまとまり申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として資材置場・車両置場用地とするものとするものであります。

申請人のうち〇〇〇〇様は、平成元年頃に農地法の許可を受けずに造成を行い車両置場としました。〇〇様は、農地法を熟知していなかったため、当時行わなければならない農地法上の手続きをせず無断で転用しておりま

すが、提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。

なお、本申請地は 12 月 2 日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第 2 種農地であります。

次に、番号 7 ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

譲受人は車輛の修理・販売を営んでいる会社であります。〇〇〇〇は 20 台程の車輛を保管していますが、事務所前には 4 台分しかないため、その他については、知人の土地を好意で利用させてもらっております。そのため、自社所有の駐車場を確保するため申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】を駐車場とするものとするものであります。

なお、本申請地は 12 月 2 日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第 2 種農地であります。

次に、番号 8 ですが、【申請人読み上げ】、贈与による所有権移転の案件でございます。

譲受人は現在借家住まいでありますが、子供の成長に伴い手狭となっているため、新居建築を計画しました。そのため、義父の農地を譲り受け、住宅を建築するため転用申請に及んだものであります。

本申請は【申請人読み上げ】に分家住宅 1 棟平屋建 121.73 m²を建築するものであります。

なお、本申請地は 12 月 2 日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第 2 種農地であります。

次に、番号 9 ですが、【申請人読み上げ】、贈与による所有権移転の案件でございます。

譲受人は、単位自治会で、善通寺市より認可を受けた認可地縁団体であります。現在、イベント・集会の際には、申請地の北側に隣接し建っている集会場を利用していますが、駐輪場が不足しているため、申請地に駐輪場を整備することを計画したものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として申請す

るものであります。

なお、本申請地は 12 月 2 日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第 2 種農地であります。

次に、番号 10 ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

借人は現在借家住まいであります。今後のライフプランを勘案し、祖母の農地を借り受け、住宅を建築することを計画したものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に分家住宅 1 棟 2 階建 75.81 m²、カーポート 1 棟 27.10 m²を建築するものであります。

なお、本申請地は 12 月 2 日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第 2 種農地であります。

以上、10 案件、登記地目は田が 17 筆、転用面積は 7,630 m²で提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号 1 は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたと思います。

〇〇委員

はい。12 月 11 日に委員 4 名で現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号 2 は〇〇町、番号 3 ・番号 4 ・番号 6 は〇〇町、番号 10 は〇〇町ですので、竜川地区の委員さんにご意見を伺いたと思います。

〇〇

はい。12月11日に委員3名で現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号5は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。12月10日に委員4名で現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号7・番号8・番号9は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。12月13日に委員4名で現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地

法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第4号、非農地判断について、事務局より説明をお願いいたします。

局 長

それでは、議案第4号、非農地判断についてご説明いたします。議案書の6ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】でございます。

本申請は、証明を受けようとする土地である、【申請地読み上げ】には昭和60年頃に農業用倉庫が建築され現在に至っております。

当該建物は、農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設に供する場合に該当し、その面積も200㎡未満であり、農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。

以上1件、登記地目は、畑が1筆、57㎡の案件であり、提出書類に不備もなく、非農地証明の可否については可とすることが相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたと思います。

〇〇委員

はい。12月13日に現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですので。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見，質問なし)

会 長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第4号，非農地判断につきましては，原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については，全て終了いたしました。

続きまして，報告第1号，農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について，事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは，報告第1号，農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の最終ページで，1案件でございます。

番号1ですが，【申請人読み上げ】，賃借権の合意による解約通知でございます。

本通知に係る農地は基盤強化法により平成25年6月1日から令和5年5月31日まで10年間の賃借権を設定し，農地を賃借しておりました。〇〇様は農地をすべて処分することを考えており，議案第1号，番号2を提出するために，合意による解約がなされ，その通知があったものです。

本件は，与北町字中川原2538番1，畑，923㎡のうち135㎡について解約を行うものであり，離作補償はありません。提出書類に不備はなく，問題はないと考えております。

今月は以上1件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは，ただ今，事務局より説明がありました，報告第1号，農地法第18条第6項解約通知報告について，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

(全委員意見, 質問なし)

会 長

ありがとうございました。ご質問がないようですので、報告第1号につきましては、通知のとおり受理することに決定いたします。

これをもちまして、12月の農業委員会総会(定例会)を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時3分 終了